（別表２）　　不　利　益　処　分　に　係　る　処　分　基　準

（令和４年４月１日作成）

法　令　名	北海道立生涯学習推進センター利用規則
根拠条項	第５条、第６条２項
処分の概要	利用の制限
法令の定め	第５条　他人に迷惑をかけ、又はそのおそれがある者に対しては、所長は、生涯学習推進センターの利用を断ることができる。 第６条第２項　利用者が前項の規定に違反し、かつ、生涯学習推進センターの管理運営上支障があると認めるときは、所長は、当該利用者を退所させることができる。
処分基準	
処分担当課	北海道立生涯学習推進センター （電話番号：011-231-4111（内線：36-324）） （電話番号：011-231-4111（内線：36-324））
問い合わせ先	同上
備　考	処分をするかどうか判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、処分基準は設定しない（規則第６条第１項）。 （参考）第６条第１項 利用者は、生涯学習推進センターの利用につき、この規則及び所長の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一　建物、附属設備又は図書、記録、視聴覚教材その他の資料（以下「センター資料」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。 二　他人に迷惑をかけ、又はそのおそれのある行為をしないこと。 三　指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。